

前回会議で指摘のあった事項に関する資料（社会保険庁提出）

平成19年9月28日 社会保険庁

「国民年金保険料の不適正事務処理に関し矯正措置を受けた者」の被評価者全体での位置について

- 矯正措置を受けた者は、上司の指示に従って作業を行った一般職員が多数であり、懲戒処分を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るために必要があると認められる場合の監督上の措置。
- そのため人事評価は、矯正措置を受けたことだけをもって低い評価とするのではなく、個々の評価項目毎に評価した上で、総合評価するものであることから、各評価項目の実績・能力が高い場合には、高い評価となりうる仕組み。
- ただし、矯正措置を受けた者の勤勉手当及び昇給については、人事評価の結果にかかわらず、人事院規則等に基づき、低い成績区分が適用される。

【評価期間：18年4月～9月】

本 格 実 施 者 (5級以上の職員(事務所課長含む))				
評語	実 績 評 価		能 力 評 価	
		うち矯正措置の者		うち矯正措置の者
S	219人	訓 告 7人 嚴重注意 29人	221人	訓 告 12人 嚴重注意 34人
A	1,107人	訓 告 41人 嚴重注意 158人	1,144人	訓 告 55人 嚴重注意 167人
B	2,224人	訓 告 98人 嚴重注意 292人	2,295人	訓 告 98人 嚴重注意 281人
C	981人	訓 告 51人 嚴重注意 117人	871人	訓 告 32人 嚴重注意 111人
D	25人	訓 告 0人 嚴重注意 1人	25人	訓 告 0人 嚴重注意 4人
計	4,556人	訓 告 197人 嚴重注意 597人	4,556人	訓 告 197人 嚴重注意 597人

試 行 実 施 者 (その他の職員)				
評語	実 績 評 価		能 力 評 価	
		うち矯正措置の者		うち矯正措置の者
S	581人	訓 告 1人 嚴重注意 34人	554人	訓 告 2人 嚴重注意 39人
A	3,101人	訓 告 4人 嚴重注意 205人	3,097人	訓 告 5人 嚴重注意 211人
B	6,835人	訓 告 5人 嚴重注意 398人	6,872人	訓 告 6人 嚴重注意 399人
C	1,692人	訓 告 7人 嚴重注意 104人	1,691人	訓 告 4人 嚴重注意 93人
D	53人	訓 告 0人 嚴重注意 3人	48人	訓 告 0人 嚴重注意 2人
計	12,262人	訓 告 17人 嚴重注意 744人	12,262人	訓 告 17人 嚴重注意 744人

(参考)「国民年金保険料の不適正事務処理に関し懲戒処分を受けた者」の被評価者全体での位置について

- 実績評価においては、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理に関し、停職処分を受けた者を「D評価」、減給又は戒告処分を受けた者を「C評価」として取り扱った。
- 能力評価については、実績評価と異なり、通常のどおり個々の評価項目毎に評価を行った結果である。
- ただし、懲戒処分を受けた者の勤勉手当及び昇給については、人事評価の結果にかかわらず、人事院規則等に基づき、低い成績区分が適用される。

【評価期間：18年4月～9月】

本 格 実 施 者 (5級以上の職員(事務所課長含む))				
	実績評価		能力評価	
S	219人	(4. 8%)	221人	(4. 9%)
A	1,107人	(24. 3%)	1,144人	(25. 1%)
B	2,224人	(48. 8%)	2,295人	(50. 4%)
C	981人	(21. 5%)	871人	(19. 1%)
D	25人	(0. 5%)	25人	(0. 5%)
計	4,556人	(100%)	4,556人	(100%)

減給又は戒告(26人)

停職(2人)、
減給又は戒告(78人)

停職(4人)、
減給又は戒告(42人)

減給又は戒告
(146人)

停職(6人)

試 行 実 施 者 (その他の職員)				
	実績評価		能力評価	
S	581人	(4. 7%)	554人	(4. 5%)
A	3,101人	(25. 3%)	3,097人	(25. 3%)
B	6,835人	(55. 7%)	6,872人	(56. 0%)
C	1,692人	(13. 8%)	1,691人	(13. 8%)
D	53人	(0. 4%)	48人	(0. 4%)
計	12,262人	(100%)	12,262人	(100%)

減給又は戒告(2人)

減給又は戒告(3人)

※ 評価の構成比は、3級以上職員と1～2級職員では異なり、上記はその合計数

減給又は戒告(5人)